

# 会 議 録

平成31年2月20日作成

会議の名称	平成30年度高槻市町名地番改正調査委員会		
会議の開催日時	平成31年1月16日（水）9時30分～11時30分		
会議の開催場所	総合センター6階C604 会議室	公開の可否	可
担当課	市民生活部市民課	傍聴者数	0人
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出席委員	市議会議員4名 関係団体を代表する者5名 関係行政機関の職員3名 市の職員1名		
会議の議題	第1 委員長の選出について 第2 委員長職務代理者の指名について 第3 会議録署名委員について 第4 住居表示整備事業実施経過報告について 第5 諮問について 第6 答申について		
配付資料	1 平成30年度高槻市町名地番改正調査委員会議事次第 2 平成30年度高槻市町名地番改正調査委員会委員名簿 3 高槻市附属機関設置条例（抄） 4 高槻市町名地番改正調査委員会規則（抄） 5 高槻市町名地番改正調査委員会の会議の公開に関する要綱（抄） 6 高槻市町名地番改正調査委員会傍聴要領（抄） 7 住居表示の実施状況 8 高槻市住居表示整備実施基準（抄） 9 住居表示に関する法律（抄） 10 地方自治法（抄） 11 諮問書（写） 12 町区域図 変更前 13 町区域図 変更後（案） 14 町区域図 詳細イメージ図（案） 15 答申書（案）		
審議等の内容	別紙のとおり		

## 平成30年度 高槻市町名地番改正調査委員会《会議録》

- ・開会の挨拶
- ・出席者の紹介

(事務局)

それでは、高槻市町名地番改正調査委員会につきまして、簡単にご説明申し上げます。

本委員会は、資料3頁「高槻市附属機関設置条例」に基づいて設置されるものでございます。その担当事務は、「市の町名、地番を整理して、町名を選び、町の区画を定める等、その他町名地番の改正に関する重要事項の調査審議に関する事務」となっております。

また、本委員会の会議につきましては、資料4頁「高槻市町名地番改正調査委員会規則」第3条第1項で、「委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。」、同条第2項で「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。」、同条第3項で「委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっております。

なお、本委員任期は、「高槻市附属機関設置条例」第4条及び別表で、「1年以内とし、再任されることを妨げない。」とし、委員長は、「高槻市町名地番改正調査委員会規則」第2条第1項で、「委員の互選によってこれを定める」となっております。その他詳細につきましては、お手元の資料3頁から4頁の「高槻市附属機関設置条例」及び「高槻市町名地番改正調査委員会規則」をご参照ください。

それでは、委員長選任までの間、市民生活部長が議事進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、部長、よろしくお願いいたします。

(部長)

- ・委員総数、出席委員人数（13人）及び委員会成立の報告  
「高槻市町名地番改正調査委員会規則第3条第2項」

### ○ 議案第1 委員長の選出について

- ・委員の互選により委員長選出  
「高槻市町名地番改正調査委員会規則第2条第1項」

(委員長)

- ・委員長挨拶

○ 議案第 2 委員長職務代理者の指名について

(委員長)

- ・委員長職務代理者の指名（委員長による指名）  
「高槻市町名地番改正調査委員会規則第 2 条第 3 項」

○ 議案第 3 会議録署名委員について

(委員長)

- ・会議録署名委員の指名  
「高槻市町名地番改正調査委員会の会議の公開に関する要綱第 9 条第 2 項」

(委員長)

- ・傍聴希望者の確認（0 人）  
「高槻市町名地番改正調査委員会の会議の公開に関する要綱第 3 条」

○ 議案第 4 住居表示整備事業実施経過報告について

(委員長)

事務局から報告を求めます。

(事務局)

住居表示整備事業実施経過につきまして、ご報告いたします。

昭和 37 年 5 月 10 日施行の「住居表示に関する法律」に基づき、高槻市では、昭和 38 年に「住居表示に関する条例」等を定め、住居表示整備事業を順次実施してまいりました。

昭和 37 年度から事業を開始し、平成 6 年度の、「美しが丘一丁目、美しが丘二丁目」の新設、12 年度の「花林苑」新設を始めとし、29 年度には「月見町、奥天神町二丁目」の町区域の変更を実施いたしました。

また、事業開始当初より、現在に至るまで、住居表示整備事業の実施にあたりましては、住民の皆様方、町名地番改正調査委員会の委員、及び市議会議員の方々のご理解、ご協力を賜りました結果、おかげをもちまして、住居表示の実施状況については、資料 8 頁のとおりとなっております。

以上でございます。

○ 議案第 5 諮問について

(委員長)

次に「議案第 5 諮問について」を議題とします。

「町の区域の変更について」の諮問を、市長にかわり部長より、当委員会に対して行い

たいとのことですので、これを受けたいと思います。

(部長)

委員の皆様におかれましては、お手元の資料12頁をご覧ください。

※諮問書を読み上げ、諮問書を委員長に手交

(委員長)

ただいま、本委員会に対し、町の区域の変更についての諮問がありました。

続きまして、事務局から諮問の詳細説明を求めます。

(事務局)

詳細を説明させていただきます。

はじめに、町区域の変更に関与する月見町・奥天神町二丁目の経緯について報告させていただきます。

お手元の資料14頁をご覧ください。青色で示す位置が、昨年、変更した町境界の線となります。この変更は、大規模な住宅開発に伴い、現在の町境界の線では一部の住宅が町境界を跨ぎ不合理が生じるため、昨年度、本委員会での諮問、答申の後、議会の議決を経て、平成29年12月25日に告示を行い、町境界の変更を行いました。

この住宅開発では、奥天神町二丁目にあった「奥天神町二丁目やまぶき児童遊園」、お手元の資料18頁青色の格子線で示す場所が開発により、右の赤色の格子線で示す場所に新たに整備されました。

今般、開発区域の造成が終わり、新たに整備される公園の区画が確定されたため、公園の区画北側に、東西に引かれている青色の町の境界線を、赤色で示す線に変更することをご提案いたします。

つきましては、資料12頁からの諮問書の写しのおり、資料14頁別図1から、16頁別図2の町区域図(案)に示します区域へ変更を、委員会へ諮問するものです。

以上でございます。

(委員長)

諮問内容の説明は終わりました。

それでは、「議案第5 諮問について」事務局から現地調査の提案を受けておりますので、その提案説明を求めます。

(事務局)

先ほど説明いたしました、公園の区画の整備状況を、ご確認していただきたく、現地調査を提案させていただきます。

(委員長)

ただいま、事務局から本委員会に対し、現地調査についての提案説明がありました。  
本件について、異議はございませんでしょうか。

(委員)

※異議なし

(委員長)

異議なしと認めます。ただいまから、直ちに現地調査を行うことといたします。  
現地調査の終了後、この場所で会議を再開いたします。  
事務局から、案内をお願いします。

※車にて現地へ移動 確認後、C604会議室で会議再開

(委員長)

現地調査、ありがとうございました。  
早速ではありますが、「議案第5 諮問について」、現地調査で確認しました事項について  
の説明を事務局に求めます。

(事務局)

現地調査をしていただき、ありがとうございました。  
それでは、「町区域の変更について」、現地調査にてご確認していただきました事項に基づき、事務局から改めて、説明させていただきます。お手元の資料18頁の町区域図詳細イメージ図をご覧ください。  
先ほど現地調査にてご確認していただきました通り、公園の区画に沿い、現在、青色の線で示しております町の境界線から、赤色で示す町の境界線への変更を、改めてご提案いたします。  
つきましては、資料12頁からの諮問の写しのとおり、資料14頁別図1から、16頁別図2の町区域図(案)に示します区域へ変更することを、委員会へ諮問するものでございます。  
以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(委員長)

それでは、本議案について審議を行います。

現地にて、町の境界を確認いたしましたが、町区域の変更について、特に、何か質問はございませんか。

(委員)

現地調査したところ、公園の東側はフェンスがあり、かなり高い擁壁になっています。万一、児童がフェンスに登って、誤って手を離してしまうことを考えると、危険です。

フェンスに返りをつける等、検討してはどうでしょうか。

(委員長)

ただいまの、委員の意見・要望につきましては、事務局でその旨を記録していただいて、関係諸課に連絡をお願いします。

(事務局)

関係課に伝えます。

(委員長)

他にございませんでしょうか。

(委員長)

質問がつかたようですので、「議案第5 諮問について」の審議を終結いたします。

この諮問について、本委員会の答申を「諮問のとおり」とすることに、異議はありませんか。

(委員)

※異議無し

(委員長)

異議なしと認めます。

したがって、高槻市長からの諮問に対する、本委員会の答申は「諮問のとおり」といたします。これで、「議案第5 諮問について」は終了しました。

## ○ 議案第6 答申について

(委員長)

それでは、答申に移ります。

答申には理事者といたしまして、副市長にご出席いただきます。

(副市長)

本日はよろしくお願ひいたします。

(委員長)

では、議案第6「答申について」を議題とします。

本委員会の答申については、先ほど、「諮問のとおり」とすることを承認しておりますので、事務局から、答申書（案）を委員へ配布してください。

※答申を事務局から配布

(委員長)

それでは、事務局は答申書（案）を読み上げてください。

(事務局)

※答申書（案）を読み上げる

(委員長)

各委員については、答申について、ご確認していただきましたでしょうか。

それでは、この場で、この答申書に委員長印を押し、副市長に答申書をお渡しいたします。

(委員)

委員長、一つよろしいでしょうか。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

一点だけ意見を具申させていただきたいと思います。

今回の開発では、月見町の山ののり面が活かされていないと感じています。

月見町2-14、15、16付近から北側を見ると、10m以上家屋の屋根より高い壁があり、壁が迫ってくるような状況、付近の住宅から壁面を見ると、まるで隔離されたように感じます。開発協議はクリアしていると思いますが、もう少し環境面に配慮して開発を行う必要があると感じています。

例えば、5mぐらいの壁面で、残りはのり面をうまく活かし、さつきなどの低木の花木を植えるなどして、より環境に配慮した開発をするべきであったと思います。住居表示に関する法律の中で、福祉に寄与せよとの明記が第1条にあるが、このことも含めて環境面

への配慮が大事ではないかと思えます。

それから、前回も意見を述べさせていただきましたが、月見町の神社からの北へ上る道路がとても狭く、50年以上道路が狭い状況が続いており、宅配業者の車両や乗用車が交差することが困難な状況です。今回の開発が行われる際に、解決されることを期待しましたが、車が交わせるエリアが確保されていません。

近隣住民の方から、なぜ、この道路に車の交わせるエリアを設けることができなかつたのかというご意見をいただいております。

開発工事は、環境づくり含めて、開発によって地域や、皆さんが、コミュニティ含めて喜んでいただけるような、町の隔離をしない、そのような開発行為をしていくべきではないかと感じています。強くこの意見を伝えてもらいたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

(委員)

前回の議論があり、結果的には、今日お示しいただいたとおり、現地であの場所が奥天神町二丁目の公園ということで、表示をされました。

それにつきましては、ご助力を含めて感謝を申し上げたいと思えます。以上です。

(委員長)

住宅開発等を含んで、開発調整の問題になりますので、そのあたりは意見があったということで、今後の高槻市の全域の町づくりに向けて、コミュニティのエリアまたは民生委員のエリアが錯綜している場合もあると思えますので、今後の取り計らいについて、関係課に連絡していただくよう強く委員長として要望します。

本委員会としての答申ですので、以後、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

(副市長)

ありがとうございました。

本日は公私ご多用にもかかわらず、委員の皆様方のご協力を得まして、答申を頂くこととなりました。誠にありがとうございました。

(委員長)

事務局は、各委員に配布する原本の写しの準備をお願いします。



(委員長)

それでは、会議を進めます。

この答申に関する今後の事務手続きについて、事務局に説明を求めます。

(事務局)

本委員会の答申に関する今後のスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

今後、答申をいただきました内容につきましては、「地方自治法第260条」に従い、事務を進めることとなります。

まず第1に、高槻市議会の議決を得る必要がございます。議決を得る際には、この答申に基づき、平成31年3月にごございます、市議会定例会に付議してまいります。

第2に、市議会で議決をいただいた後、告示し、3月中に、町の区域の変更が確定いたします。

以上、簡単ですが、今後の事務の流れについて説明を終わります。

(委員長)

本答申後の事務手続きについての、事務局の説明は終わりました。

予定しております議事については、すべて終了しました。

本日は、公私ともどもご多用のところ、委員会運営にご協力を賜り、おかげをもちまして、本委員会としての答申ができましたことを、厚くお礼申し上げます。

(委員長)

以上を持ちまして、本委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(部長)

議事進行をいただきました委員長を始め、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、委員会へご参加いただきまして、誠にありがとうございました。